

玄洋社関係史料の紹介

石瀧 豊美 第28回

福岡表警聞懐旧談 (二十)

この物語もいよいよ終わり。次回は各犠牲者の墓の記載が並ぶ。

前回に引き続き、博多土居町石川新五郎が久留米土族との連携を模索したことについて。そして、死刑になった五名の判決文。

千代の松原招魂碑の碑文も紹介される。明治二十二年は憲法発布で土族反乱で処分された人々の名誉回復が行われる。そのため、招魂碑を建てたのである。

明治丁丑

福岡表警聞懐旧談 下

清連野生編述

第十四回 (続き)

石川が家内も何の地にか避け、全く空屋同様なれば、向家なる大工某の家に酒を沽(か)はせ、独り炉を囲みて思案なせしに、曾て懇意なる友人中野震太郎の父某、□て来り訪ひて、今朝の顛末を告げ、足下も此所には片時も止る可からず、早々立ち去れよ。今にも巡査が来るぞ、との注意を与へ、且つ東方面の一累は大休山に集屯せしと、その意を決し、姿を商人に糞(やつ)して住吉の地方に出で、それより平尾山の麓を迂回して、山径の間路を跋涉して辛ふじて大休山絶頂に辿り着き、舌間始め知己の一累に廻り合ひ、久留米地方の動静を告げ、隊兵に加はりて内野地方へ退却す可きこと、はなり、その途次、野芥村近傍にて追兵と激戦数回に涉り、日暮内野村の本部には着せしが、折ふし大雪吹(吹雪)に遭遇、身体殆んど凍滅せんとする斗りなりしも、同志の五六名と共に勇を鼓して気を励まし、追躑(ついしゆく)の官兵と防戦しつゝ、曲測に至り、それより夜行五里の嶮路を跋涉、以て佐賀県下三瀬宿に着す。同宿にての評議により、又々八里程の嶮路を歴て、辛ふじて肥前蘆宿には出でたり。同宿にて石川は舌間懐

吾の差図により、一列を分離し、單身潜行して中原宿より久留米地方に嚮ひ、問道を夜行して高良山の麓なる、或る知己の家に投じて地方の有志者に密会し、聯合して以て再挙を図るに汲々なしたりけり。それより知己なる瀬ノ下某家にも便より、遂に大石村田中五郎が二階家に潜伏して事を謀る。一日久留米の有志松岡勝太郎等四五名も尋ね訪ひしかば、集合して窃に弾薬の拵方等をなし、それより水田地方の有志を訪ねて、共に謀らんことを欲し、その地方に赴き、夜行の途中に於て警吏に探知せられ、遂に捕縛には就き、福岡表へ護送、久敷く繋囚せられ、徒役(徒役カ)に処せられ、期満ちて、幸にして今日強健を保つて千代町松原筋にて自営自食せしなり。

第十五回

○越知彦四郎其他の処刑
○千代松原招魂碑文
○殉歿壯士之墓碣

福岡県筑前国那珂郡西
職人町居住
同県士族 越知彦四郎
二十六年七月

其方儀、朝憲ヲ憚ラス、党
与ヲ募リ、兵器ヲ弄シ、官
兵ニ抗シ、逆意ヲ逞スル科
ニ依リ、除族ノ上、斬罪申

付ル

明治十年五月一日

福岡県筑前国那珂郡平尾村住
同県士族 久光忍太郎
二十五年

其方儀、越知彦四郎ノ逆意ヲ佐ケ、衆ヲ集メ、兵器ヲ弄シ、官兵ニ抗スル科ニ依リ、除族ノ上、斬罪申附ル
明治十年五月一日

明治十年五月一日

福岡県筑前国早良郡西新町居住
同県士族 村上彦十
三十四年四月

其方儀、越知彦四郎ノ逆意ヲ佐ケ、兵器ヲ弄シ、官兵ニ抗スル而已ナラス、懲役場ニ乱入シ、罪人ヲ解散セシムル科ニ依リ、除族ノ上、附ル

斬罪申附ル

明治十年五月一日

福岡県筑前国遠賀郡戸畑村居住
同県士族 加藤堅武
二十五年六月

其方儀、越知彦四郎ノ逆意ヲ佐ケ、兵器ヲ弄シ、官兵ニ抗スルノミナラス、民家ニ放火セシムル科ニ依リ、除族之上、斬罪申附ル
明治十年五月一日

明治十年五月一日

福岡県筑前国那珂郡船町居住
同県士族 武部小四郎
三十年十一月

其方儀、朝憲ヲ憚ラス、党与ヲ募リ、兵器ヲ弄シ、官兵ニ抗シ、逆意ヲ逞スル科ニ依リ、除族之上、斬罪申附ル

明治十年五月三日

千代松原招魂碑々文

(碑文は写し間違ひがあるかもしれないが、原文のまま引用……石瀧)

吾県越知武部久光舌間等之拳兵也 將薩隆盛与官軍抗戦之日 亡何越知諸士敗而所禽斬矣 問者与彼徒曾親善者来謁余謂曰 嚮日朝廷遣使於韓 韓人答不遜西郷及一二臣愠受国辱 廷争請往面責讓之 衆議不協 竟逸官去 江藤氏固執其議 至以作乱 明治七年佐賀之役 諸士頗請調停以有其罪 而朝官不可 江藤敗後 請又与西郷桐野等通与四方 從遊士文與弗也 西郷以謂 殊任事者抱藏奸蠹厭廢已也 太甚 十年二月將詣闕下 抗疏而途所扼擊 朝廷遽降

以征討之命 諸士謀曰 西郷氏当 維新之隆 固有丕績 名爵俱崇 海内人所推 冤柳沈痛以至此 且熊本山口秋月之乱相統不已者 豈曰非民人怨痛之所□乎 今躑躅中道 志願不能伸 連移時恐有殞命 不如速赴 東京而諫奏焉 彼若不遂志 則我輩成之乃 急募士得六 百余人 皆曰以此衆進必 所阻過 何不襲官軍之不意 然後發也 於三月二十八 日昧明襲公庁及分營在城中 者 而事卒不濟而死焉 我等相讓曰 彼之暴拳罪固不 可辭 然患天下之事 欲皇 張國體 義氣勃々不堪憤踊 濟与否委之命 奮進改身 苟不顧死 其操功激昂寧可 泯歿乎 乃請享祀于招魂場 官允可因建石記姓名 又 將刻碑文次著公工寬恕之恩

々論矣

敢請 余諸即記客所言如此
明治二十二年十一月建之
瀧田懋吉撰 秀磨書

上の写真は右から武(建)部
小四郎、村上彦十、穂波半太
郎、山中立木、尾崎謙。明治
5年撮影、大正13年に複写し
たもの。下の写真は、山中が
写真の裏に記した説明書き。

福岡の変での肩書や「斬罪ニ
處セラル」など処分が記され
ている。山中は福岡市の初代
市長。写真は曾孫、山中輝彦
氏(61) 福岡市早良区西新II
が所有。記念館に複写を展示



明治十年五月三日
建部小四郎
村上彦十
穂波半太郎
山中立木
尾崎謙
大正十三年九月復寫
齋田耕陽居ノ所望ニ依リテ
呈ス